様式第１号（規則第１６条第１項、訓令第３条）

心 情 等 聴 取・伝 達 申 出 書

【少年院用】

申出年月日　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　長　殿

　　　　 ふ　り　が　な

申出人の氏名又は名称

【法人の場合は、代表者氏名・窓口担当者氏名・各役職名も記入してください。】

（代表者氏名・役職名　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（窓口担当者氏名・役職名　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

１　申出人に関する事項

　　　生年月日　　　　　　年　　　月　　　日生（　　　歳）

　　　住 所 等　　〒　　　　―

　　　　　　　　　　電話番号（自宅・事務所）　　　　　―　　　　　―

　　　　　　　　　　　　　　（携　　　　帯）　　　　　―　　　　　―

　　　　　　　　　　メールアドレス

　　　　　　　　　（法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地・電話番号・メールアドレスを記入してください。この場合、生年月日を記入する必要はありません。）

連絡方法に関する希望

（上記住所等への文書連絡、上記電話番号への電話連絡又は上記メールアドレスへのメール送付に支障がある場合には、希望する連絡先・連絡方法等を記入してください。申出人と連絡先が異なるときは、申出人と連絡先との関係を記入してください。）　　　　　　（次ページへ続く。）

【申出人が被害者本人でない場合に記入願います。】

　　　申出人と被害者との関係

　　　　□被害者の法定代理人（□親権者　□その他　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　□被害者が死亡し又は心身に重大な故障がある場合の親族（続柄　　　　　　　）

　　　被害者本人の氏名

２　心情等の陳述の方法に関する事項

（１）陳述の方法

□口頭での陳述を希望する。

　　□書面での提出を希望する。

　　　※心情等の伝達を希望される場合は、原則として口頭での陳述となります。書面で提出した心情等の伝達を希望される場合は、その理由を記入してください。

【（２）～（４）は、口頭での陳述を希望された方のみ記入してください。】

（２）陳述の担当者

　　　□加害者を現に収容し、処遇している少年院の職員を希望する。

※加害者を収容している少年院が遠方の場合などは、近隣の矯正管区や矯正施設にお越しいただき、加害者を収容している少年院の職員に対し、オンラインで陳述することができます。

　　　□聴取者については、特に希望はない。

（３）陳述の場所

　　　□加害者を収容している少年院を希望する。

　　　□近隣の矯正管区、矯正施設を希望する。

　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（４）希望日時

※申出の受理後、御記入いただきました日時・場所等を踏まえ、調整させていただきます。

　（次ページへ続く。）

３　提出書類（郵送の場合には写しを同封して提出してください。）

（１）申出人の本人確認ができる書類（提出する書類を選択してください。）

□マイナンバーカード

※郵送の場合には個人番号が記載されていない表面の写しのみを提出してください。

　　□運転免許証

　　　※裏面に変更履歴等が記載されている場合は、両面の写しを提出してください。

　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）申出人が被害者本人でない場合は、被害者との関係及び被害者本人に代わり申出する理由を証明する書類（証明に当たり、提出する書類を選択してください。）

　　ア　法定代理人

　　　　□戸籍謄本

　　　　□登記事項証明書

　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

イ　その他の場合

　　　　□戸籍謄本

　　　□被害者本人の心身の状況が分かる診断書

　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

４　加害者に関する事項

 （明らかにしたくないこと、分からないことについては、記入する必要はありません。）

　 ふりがな

　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　年　　　月　　　日生）

（次ページへ続く。）

５　被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知の利用の有無

　　□通知を受けている

　　□通知を受けていない（同通知希望申出書は提出済みである。）

　　□通知を受けていない（今後利用したい。）

　　□通知を受けていない（今後利用するかは未定又は今後も利用しない。）

６　聴取した心情等の加害者への伝達の希望

　　□希望する

　　□希望しない

　　　※心情等を聴取した際にも再度、心情等の伝達の希望の有無を確認しますので、現時　　　　点での希望をご記入ください。

７　心情等を伝達した際に加害者が述べたことについて通知を受けることの希望

（６で加害者への伝達を希望された方のみ記入してください。）

□希望する

□希望しない

※書面により通知します。

※希望する場合、伝達した心情等について述べたこと、被害弁償や謝罪について述べたこと及び被害者等に伝えることを希望して述べたことをお伝えします。

※希望しない場合は、加害者に心情等を伝達した旨及び伝達日についてのみ通知します。

（次ページへ続く。）

（注意事項）

１　該当する□にレ印をつけ、下線部に記入してください。

２　申出の資格が確認できなかった場合は、申出を受理することができません。

３　事件の性質、被害者等と加害者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないと認められるときは、心情等を聴取できないことがあります。

４　加害者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他被害に係る事件の性質、矯正教育の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でないと認められるときは、心情等の全部又は一部を伝達できないことがあります。

５　申出後に、本申出書に記入いただいた事項に変更があったときは、速やかに連絡してください。